

これからの第一次試験について 目的・程度（案）

現状

（目的）

以下を有するかどうかを判定

- ①技術士となるのに必要な科学技術全般にわたる基礎的学識
- ②技術士の義務の遵守に関する適性
- ③技術士補となるのに必要な技術部門の専門的学識

（程度）

4年制大学の自然科学系学部の専門教育程度

（部門）

技術部門(20)

（科目）

基礎・適性・専門

（参考）

【技術士法】

第5条 第一次試験は、技術士となるのに必要な科学技術全般にわたる基礎的学識及び第4章の規定の遵守に関する適性並びに技術士補となるのに必要な技術部門についての専門的学識を有するかどうかを判定することをもってその目的とする。

【技術士法施行規則】

第5条

- 2 基礎科目は、科学技術全般にわたる基礎知識に関するものとする。
- 3 適性科目は、法第4章の規定の遵守に関する適性に関するものとする。
- 4 専門科目は、当該技術部門に係る基礎知識及び専門知識に関するものとする。
- 5 専門科目の範囲については、文部科学大臣が告示する。

前回分科会を踏まえた大きな方向性

（目的）

大学のエンジニアリング課程(工学のみならず、農学、理学等に係る技術系を含む)により習得すべき能力の確認

今回の視点(案)

（視点1:国際的通用性）

- ・国際エンジニアリング連合(IEA)の「卒業生として身に付けるべき知識・能力」(GA)を踏まえた(※)試験の程度

(※)注:次紙「免除」と要整理

（視点2:高等教育との接続）

- ・高等教育機関における技術者教育によって習得すべき知識の確認
- ・民間企業等の新入技術系社員に対する学力試験に活用

（視点3:技術者キャリアのスタート）

- ・新人技術者(エンジニア)として最低限身に付けるべき知識を有することの証明
- ・「技術士補」等の称号により、エンジニアに対する自覚を高め、周囲からの期待や信頼を獲得

これからの第一次試験について 免除（案）

JABEE認定課程修了者

免除

基礎科目

専門科目

適性科目

(理由)

(これまでの考え)

- ・第一次試験は、「元来、・・・4年制理工系大学卒程度の専門的学識の有無を判定する」ことを目標
- ・JABEE認定審査基準は、認定対象課程が、「4年制理工系大学卒程度の専門的学識を修得させるのに十分なプログラムであるかどうかを判断するにふさわしい」もの

(JABEE認定基準 共通規準)

規準3(4) 修了生全員がプログラムのすべての学習・教育到達目標を達成していること

⇒JABEE認定課程の修了者は、第一次試験の目標(目的)を満たす

⇒全面免除

非JABEE認定課程で、かつ、大学等(※)エンジニアリング課程の修了者

免除

基礎科目

専門科目

(課題)

第一次試験を受験せずに、「4年制理工系大学卒程度の専門的学識」を有すると証明できるか。



非JABEE認定課程で、かつ、大学等(※)エンジニアリング課程でない課程の修了者

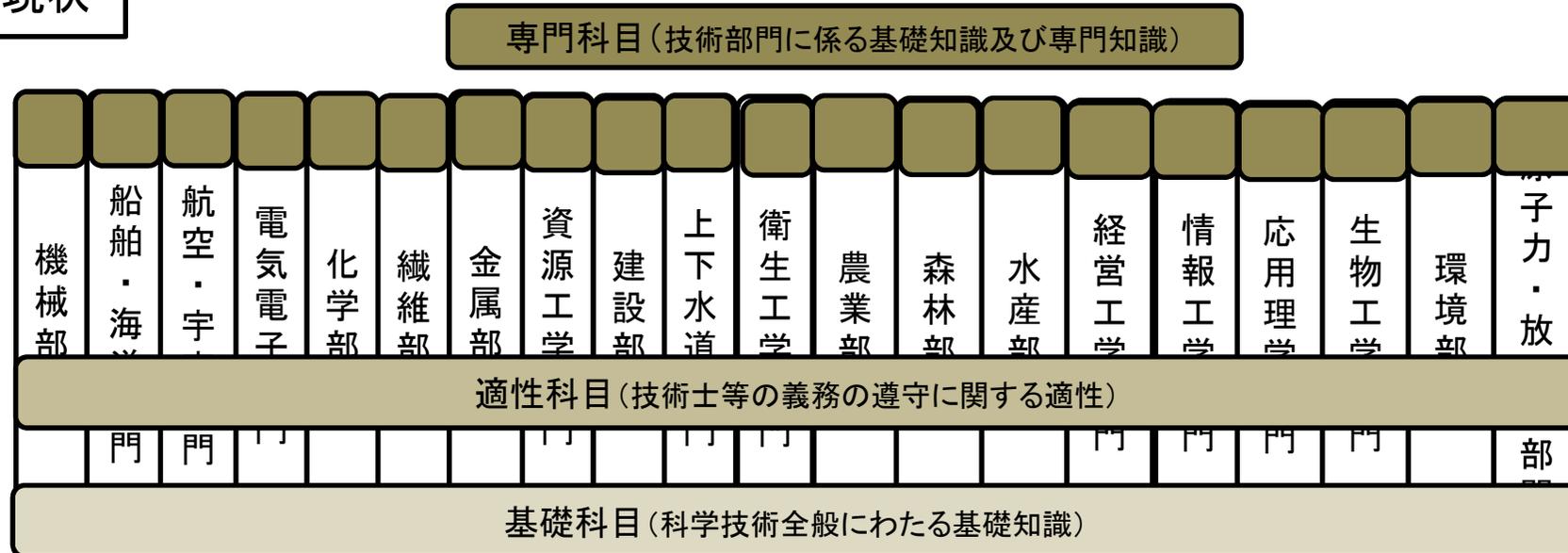
免除

なし

(※)大学等：大学、大学院、高等専門学校専攻科

これからの第一次試験について 専門科目の大きくり化(イメージ案)

現状



大きくり化の視点

視点1

新人技術者(エンジニア)として最低限身に付けるべき知識とは何か。
第一次試験の専門科目では、技術部門に関して、どの程度・範囲の基礎知識及び専門知識を確認すべきか。

視点2

- 専門科目の「大きくり化」とは、
- 1) 専門科目の範囲はそのまま、受験者の選択する「専門科目の『種類』」(試験問題の選択肢)を拡大すること
 - 2) 専門科目の範囲を変更するのか (文部科学省告示改正)
 - ① 現行よりも幅広い基礎的な知識に重点を置いた変更か
 - ② 類似する部門又は専門科目を考慮した変更か

専門科目の大きくり化(イメージ案1)

(視点1)

- ・「専門科目の範囲」(文部科学省告示)はそのまま。
- ・受験者の選択する「専門科目の範囲」(種類)を拡大する、試験問題の選択肢を広げる

(例)機械部門の専門科目について

(専門科目の範囲)

1. 材料力学 2. 機械力学・制御 3. 熱工学 4. 流体力学

これらの範囲について、基礎的な分野に出題を重点化している(平成25年度試験より)。

機械部門の専門科目の「回答数」における割合

現行	機械部門の専門科目 100%	
例1	機械部門の専門科目 2/3	左記以外の19部門の専門科目から選択 1/3
例2	機械部門の専門科目 2/3	左記以外の19部門の専門科目のうち、隣接部門の専門科目から選択 1/3
例3	機械部門の専門科目 50%	左記以外の19部門の専門科目から選択 50%
例4	機械部門の専門科目 50%	左記以外の19部門の専門科目のうち、隣接部門の専門科目から選択 50%

専門科目の大きくり化(イメージ案2)

(視点2)

- ・「専門科目の範囲」(文部科学省告示)を変更する。
- ・類似する部門又は専門科目を考慮して変更する。

(例) 現行: 機械部門の専門科目について

(専門科目の範囲)

1. 材料力学 2. 機械力学・制御 3. 熱工学 4. 流体力学

